

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

電力の小売全面自由化がスタート! サービスや契約内容をよく確認して契約しましょう

「電気代が安くなる方法がある。」と電話があったが信用できるのだろうか。

アドバイス

2016年(平成28年)4月1日以降、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

料金や特典に引かれて、契約内容をよく理解しないまま契約すると、思わぬトラブルとなる可能性があります。

「電気代が今よりも安くなる」、「ポイントがつく」などの勧誘を受けた際には、ただ「安い」からと言ってすぐに契約せず、どのような条件で安くなっているのかをよく確認してください。

契約の内容によっては、契約期間内に解約する場合は解約料が発生したり、セット契約の場合は一方の契約を解約するとセット料金が適用されなくなるなど、思わぬ支払いが発生することがあります。

電話や訪問販売などで事業者と契約上のトラブルが生じた場合には、身近な消費生活相談窓口でも相談を受け付けています。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし **1 8 8** (イヤヤ!) (身近な消費生活相談窓口につながります。)



くらしとおかねのお役立ちヒント

～ 日米の生活体験を通じて



日本とアメリカのくらしや金銭感覚の違いは？ 両国の文化をよく知る講師が楽しく語りかけます

講師 **ダニエル・カール** 氏 (翻訳家、タレント、山形弁研究家)

日時 2016年 **2月20日(土)**
14:00～15:30 (受付13:30～)

会場 **海老名市商工会館大ホール** (海老名駅より徒歩6分)

定員 200名

主催 神奈川県金融広報委員会・神奈川県・海老名市

申込 2月12日(金)までに、お電話で海老名市地域自治推進課へお申込みください。
【電話番号】 046-235-4567



定員を上回る応募があった場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、ご参加いただけない場合のみ、申込締切(2月12日)後にご連絡いたします。ご連絡がない場合は参加可能ですので、直接会場へお越しください。なお、締切までに定員に満たない場合には、引き続き受け付けますので、お問い合わせください。

問い合わせ 海老名市地域自治推進課 電話 046-235-4567
神奈川県金融広報委員会(神奈川県消費生活課内) 電話 045-312-1121(内線2642)

ノロウイルスによる食中毒に注意！

毎年冬の時期に多くの患者が発生しています

ノロウイルスは、主に経口で感染し、おう吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ノロウイルスによる食中毒を予防し、感染を拡大させないために、以下の点に注意してください。

手洗いの徹底

調理を行う前、食事の前、トイレに行った後、患者の汚物処理をした後には必ず石鹸でよく洗い、流水で十分流しましょう。

調理器具等の殺菌

まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用后すぐに洗きましょう。

熱湯(85以上)で1分以上の加熱消毒が有効です。

加熱

加熱して食べる食材は、中心部までしっかり火を通しましょう。



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506